

守谷市災害弔慰金等支給審査委員会について

1 守谷市災害弔慰金等支給審査委員会の概要

守谷市災害弔慰金等支給審査委員会は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)第18条の規定に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を審査するために設置するものです。

(1) 委員数 5人以内

- ①医療又は保健の業務に従事する者
- ②学識経験者
- ③その他市長が必要と認める者

(2) 任期 2年

(3) 災害弔慰金及び災害障害見舞金とは

- ①災害弔慰金は、自然災害により死亡した者の遺族に対し弔慰のために弔慰金を支給するもの。
- ②災害障害見舞金は、自然災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対し見舞金を支給するもの。

(4) 委員会の役割

法に基づき市が災害弔慰金及び障害見舞金を支給するに当たり、自然災害による死亡または、障がいであるか否かの判定が困難な場合に市長の諮問に応じて、専門的見地から審査し、及び答申を行う。

2 守谷市災害弔慰金等支給審査委員会の委員報酬(案)について

委員報酬(案)の設定については、委員の構成職種が医師や弁護士を想定していることから、当市の既存委員会等で委員を医師に委嘱している場合の報酬額(次項参照)や他市の災害弔慰金等支給審査委員会の報酬額等(資料2参照)を参考に次のとおり設定しました。

職名	報酬区分	報酬	車賃 (1kmにつき)	宿泊料(1夜につき)		食卓料 (1夜につき)
				甲地方	乙地方	
委員長	日額	20,000	60	11,600	11,600	2,400
委員	日額	18,000	60	11,600	11,600	2,400

3 保健福祉部の他の審査会について

保健福祉部が所管する委員会等で、医師に委員を委嘱しているもの

- ・介護認定審査会

- ・障がい者介護給付等審査会

報酬等(2審査会とも)

職名	報酬 区分	報酬	車賃 (1kmに つき)	宿泊料(1夜につき)		食卓料 (1夜につ き)
				甲地方	乙地方	
委員長	日額	20,000	60	11,600	11,600	2,400
委員	日額	18,000	60	11,600	11,600	2,400

4 参考資料

(資料2) 近隣市における災害弔慰金等支給審査委員会の委員報酬等

(資料3) 守谷市災害弔慰金の支給等に関する条例(改正案)

(資料4) 守谷市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(改正案)

(資料5) 災害弔慰金の支給等に関する法律